

# 高齢者虐待を 防ごう・なくそう



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止・養護者支援法）」では、「高齢者虐待」を65歳以上の高齢者に対し、家族などの養護者または養介護施設従事者等が行う虐待と定義づけています。

この法律は、高齢者が尊厳を保ち、権利利益が侵害されず、生命や心身または生活に何らの支障もなく、安心して生活をおくれることを目的としています。

また、養護者が介護により心身ともに負担があることから、その軽減をすることによって、家族が穏やかに過ごせる環境をつくることも目的としています。

# 高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、心身に危害を加える暴力的行為ではありません。  
高齢者の「人としての尊厳」を傷つける行為です。あなたの身近にも心配な高齢者はいませんか？

## こんなことが高齢者虐待になります

### 身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。又は、外部と接触させないような行為。

- (例) ・たたく、つねる  
・無理やり食事を口に入れる  
・ベッドに縛り付けたり、薬を過剰に服用させる  
など身体拘束、抑制をする 等



### 心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為。

- (例) ・怒鳴る、ののしる  
・侮辱を込めて子どものように扱う  
・排泄の失敗を嘲笑する  
・意図的に無視する 等

### 性的虐待

本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為。

- (例) ・懲罰的に下半身を裸にして放置する  
・キス、性器への接触、セックスなどの強要 等

### 経済的虐待

財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭使用を理由なく制限するような行為。

- (例) ・日常的に必要な金銭を渡さない(使わせない)  
・本人の自宅等を本人に無断で売却する  
・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

### 介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話を行っている家族が、介護や世話を放棄するような行為。

- (例) ・食事を与えない  
・オムツを交換しない  
・ゴミを放置して劣悪な住環境の中で生活させる  
・必要な介護サービスを理由もなく利用させない 等

この他にも、「セルフネグレクト  
(自ら自分の生命、健康、生活を損なうまま放置している状態)  
の高齢者も多く、他の虐待同様に周囲の支援が必要です。



## ●施設における安易な「身体的拘束」も虐待です

高齢者虐待は、家族だけでなく、高齢者が利用する介護保険施設等でも発生することがあります。高齢者のからだや行動の自由を制限する「身体拘束」についても、生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、行ってはならないこととなっています。

- (例) ・いすや車いす、ベッドに胴や手足をひもで縛る  
・鍵のかかる部屋に閉じ込める 等

## 虐待は無意識に行われることもあります

- 介護疲れやストレス、経済的な問題など高齢者虐待は様々な要因で起こります。  
○虐待をしている人の半数以上が自覚がないと言われています。ささいなことの積み重ねが、気がつかないうちに結果として虐待行為につながっていることがあります。

- (例) ・認知症による徘徊を防ぐために部屋の外から鍵をかけて閉じ込める  
・夜間の失禁を防ぐために水分摂取を制限する  
・何度も同じことを聞かれるので、無視したり怒鳴ってしまう  
・年金や預金を本人に無断で使う

# 虐待かも?と思ったら…

**ひとりで悩まないで、すぐにご相談ください。**

- 高齢者の安全確保を第一に考え、「もしかしたら虐待かな?」と気になったり、心配になった時は、迷わず区の担当窓口やお近くの長寿サポートセンターにお知らせください。
- 虐待されている高齢者本人や家族に限らず、地域の方もご相談ください。
- 特に高齢者の生命や身体に危険がある場合には通報しなければなりません。
- 施設などの職員が虐待に気づいたときは区へ通報する義務があります。

## ～秘密は厳守します～

ご連絡いただいた方の情報が相手方に伝わることはありません。  
誰からの相談・通報か分からないように対応を開始します。

※虐待の「おそれ」があると思った段階でお知らせください。この時、「虐待である証拠」は必要ありません。

## 支援の流れ

＜相談・通報等を受けたら、このように対応します＞

### 相談・通報等

区や長寿サポートセンターで相談・通報等を受け付けます。  
お知らせいただいた方の秘密は守られます。

### 高齢者の安全確認・ 事実確認、情報収集

区や長寿サポートセンターが訪問調査等によりまず高齢者の安全を確認します。  
必要に応じて立入検査を実施します。  
また、関係者から情報収集を行い、虐待かどうかの事実確認をします。

### 個別ケース会議

区・長寿サポートセンターや関係機関で必要な支援について協議します。

### 関係機関・関係者 による支援の実施

緊急事態への対応のほか、様々な支援を関係者や関係機関が行います。  
高齢者だけでなく、虐待を行った養護者への支援も行います。

### 定期的な訪問等による モニタリング

高齢者や養護者の様子を確認し、支援方針や内容、各機関の役割の再検討を行います。  
虐待が解消され、生活の安定を確認したら、虐待対応を終了します。

※施設での虐待については、老人福祉法・介護保険法の規定に基づき区等が調査・指導等を行います。

## 虐待防止には、虐待者の支援も大切です

**虐待者=悪者というわけではありません。**

介護の仕方や認知症への対応が分からない、失業などにより生活が苦しい…

虐待をしてしまう養護者が抱える問題を解決していくことが虐待の防止や解消につながります。



### 介護保険や医療・福祉サービス・ 相談支援の利用

- ・様々なサービスを利用したり、相談支援につなげることで介護負担を軽減しましょう。
- ・介護する人が一人で背負わず、「ゆとり」をもてるようにしましょう。

### 地域での声かけ・見守り

- ・介護をしていると地域で孤立してしまう傾向がみられます。
- ・地域での声かけや見守り、仲間をつくれる環境が介護する人の気持ちを楽にします。

### 認知症の理解を深める

- ・虐待されている高齢者の約7割の方に何らかの認知症の症状が見られます。
- ・認知症の早期発見と適切な支援が虐待の防止につながります。

# 高齢者虐待発見✓チェックリスト

今、あなたの近くにこんな様子的高齢者はいませんか？

該当する項目が多いほど虐待が行われている可能性が高くなります。

## 高齢者の状況から見えるサイン

- 身体に小さなキズが頻繁にみられる。
- 急におびえたり、怖がったりする。
- 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- キズやあざの説明のつじつまが合わない。
- 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
- 無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- 主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることをためらう。
- 通常的生活行動に不自然な変化がみられる。
- 経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- 預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。
- 部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- 寝具や衣服が汚れたままであることが多くなる。
- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 家の周囲にゴミが放置され、異臭がする。



## 家族などの養護者の状況から見られるサイン

- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。

## 地域で気づきやすいサイン

- 郵便受けや玄関先等に1週間前の手紙や新聞がたまっていたり、電気メーターがまわっていない。
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
- 高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

## 高齢者虐待に関するご連絡・ご相談は…

※ご連絡いただいた方の情報が漏れることはありません。安心してご連絡ください。

お近くの長寿サポートセンター

または **江東区地域ケア推進課権利擁護係**

江東区東陽4-11-28 TEL 3647-4324 FAX 3647-3165

※施設での虐待は、区へご連絡ください。